平成 25 年 7 月 16 日

各　位

会　社　名　日　機　装　株　式　会　社
代　表　者　代表取締役社長　甲　斐　　敏　彦
（コード番号６３７６　東証第１部）
問 合 せ 先　取締役経営企画部長　吹　田　　恒　久
（TEL．０３－３４４３－３７１７）

2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 16 日開催の取締役会において、2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、工業用特殊ポンプや発電所用水質調整システム製品などのインダストリアル事業、粉体計測機器や電子部品製造装置などの精密機器事業、航空機用炭素繊維強化複合材製品などの航空宇宙事業、人工透析関連製品などのメディカル事業の四事業本部において事業を展開しています。将来に向けて更なる成長を目指すために、今年度を初年度とする中期経営計画「日機装ビジョン 2018」を策定し、各事業本部がそれぞれ必要な施策を着実に実行することで、技術力を成長の源泉として、強い利益体質の企業を目指していきます。事業本部別の具体的な施策としては、インダストリアル事業においては、子会社のＬＥＷＡ社と一体となってポンプ製品のパッケージ化、システム化を推進することで、事業規模拡大と収益性強化の両立を目指していきます。精密機器事業においては、粉体計測機器のグローバルマーケティング体制を再構築して、海外市場のターゲッティング、顧客ニーズの把握、製品ラインアップの拡充などの施策を実行していきます。航空宇宙事業においては、航空機部品の軽量化ニーズが高まる中、日本・ベトナムの二極生産体制を活用することで、炭素繊維強化複合材案件の受注拡大を推進していきます。メディカル事業においては、血液透析事業の国内での事業基盤の拡充を図るとともに、成長市場である中国などを中心にグローバル展開を推進していきます。

当社グループは、事業規模が拡大するなかで、「日機装ビジョン 2018」で掲げた目標の達成に必要な先行投資などを実行するためには、財務基盤の強化が重要であると認識しています。本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行することにより、資金調達コストの低減、金融収支の改善に寄与するとともに、新株予約権が行使された場合には自己資本の拡充が図れます。また 120%コールオプションを付与することで、株価上昇時に行使を促進することが可能となります。あわせて、時価を上回る転換価額となる場合には、発行後の希薄化を一定程度抑制することが可能となります。以上から、本新株予約権付社債の発行は、当社グループの財務基盤を強化するための最適な資金調達手段であると考えています。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、以下に充当することを予定しています。

① インダストリアル事業本部の事業拡大のためのオランダの Geveke B.V. の株式取得資金の全部又は一部として、平成 26 年 3 月期上期中に最大 7,000 百万円（当該株式取得の実行時期によっては、一時的に手元資金にて当該株式取得資金の払込を行う場合もあります。）。
但し、外部環境の変化を含む諸事情によっては、当該株式取得が予定された時期及び条件で実行されない可能性、又は当該株式取得そのものが中止される可能性があり、かかる場合には、当該株式取得

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

資金に充当する予定であった金額を平成 27 年 3 月末までに長期借入金及び短期借入金の返済資金に充当する予定です。

② 平成 27 年 3 月期末までに発生する各事業にかかる設備投資資金として 4,000 百万円。

③ 残額については、平成 26 年 3 月期末までに短期借入金の返済資金。

記

1. 社債の名称	日機装株式会社 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本社債の払込金額	本社債の払込金額は、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の 100%を下回ってはならない。
3. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日）	2013 年 8 月 2 日
5. 募集に関する事項	
(1) 募集の方法	Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Capital Markets Europe」という。）及びその他の買取引受人（以下「幹事引受会社」と総称する。）の総額個別買取引受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは下記 6.(3)②により転換価額が決定された日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われる。
(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）	本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の 102.5%を下回ってはならない。
6. 本新株予約権に関する事項	
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
(2) 本新株予約権の総数	本新株予約権の総数は 3,000 個とする。 各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とする。
(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。 ② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又は代理人が投資家の需要状況及び市場動向等を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、2013 年 7 月 16 日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社が保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2013年8月16日から2018年7月19日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。

但し、(ⅰ)下記 7.(4)②乃至⑦記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ⅱ)下記 7.(4)⑧記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europeに引き渡された時まで、また(ⅲ)下記 7.(4)⑨記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年7月19日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

さらに、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。
「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(ｲ) 組織再編等(下記7.(4)④に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(ⅰ)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ⅱ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(ⅲ)当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用（租税を含む。）を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(ｲ)記載の当社の努力義務は、当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して下記7.(4)④(d)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。
「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ﾛ) 上記(ｲ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(ⅰ)又は(ⅱ)に従う。なお、転換価額は上記6.(3)③と同様の調

ご注意：この文書は、当社が2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

整に服する。

（ⅰ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ⅱ）上記（ⅰ）以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合により効力発生日から14日以内の日）から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額　150 億円

(2) 各本社債の額面金額　5,000,000 円

(3) 本社債の利率　本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限

① 満期償還

2018 年 8 月 2 日に本社債の額面金額の 100%で償還する。

② 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、終値が、20 連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に有効な上記 6.(3)記載の転換価額の 120%以上であった場合、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して、償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行った上で、2015 年 8 月 3 日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

③ 税制変更による繰上償還

当社は、日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払いに関し下記(7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Capital Markets Europe に了解させた場合には、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2013 年 8 月 3 日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ(a)当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。）、上記 6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、(b)法律上は上記 6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(c)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

承認日又は当該組織再編等の効力発生日の 25 日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、(d)上記株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予測していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当社が Daiwa Capital Markets Europe に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする（但し、償還日が 2018 年 7 月 20 日以降 2018 年 8 月 1 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社代表取締役社長又は代理人が上記 6. (3)②記載の転換価格の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

（ⅰ）合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）

（ⅱ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）

（ⅲ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）

（ⅳ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）

（ⅴ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

⑤ 上場廃止等による繰上償還

（ⅰ）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ⅱ）当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ⅲ）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（ⅳ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100％とし、最高額は本社債の額面金額の 170％とする。）（但し、償還日が 2018 年 7 月 20 日以降 2018 年 8 月 1 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100％とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記④又は下記⑥のいずれか及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100％とし、最高額は本社債の額面金額の 170％とする。）（但し、償還日が 2018 年 7 月

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

20 日以降 2018 年 8 月 1 日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦ クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、下記通知の日において残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の 10%を下回った場合、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、2013 年 8 月 3 日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当社が上記④乃至⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本⑦に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

⑧ 買入消却

当社及びその子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、幹事引受会社を介して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又はその子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Daiwa Capital Markets Europe に引き渡すことができ、Daiwa Capital Markets Europe は、引き渡された本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。

⑨ 債務不履行等による期限の利益の喪失

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Daiwa Capital Markets Europe が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置を取らない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債の額面金額の 100%で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額 5,000,000 円の各本社債と各本新株予約権 1 個を表章する無記名式のもの（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

本社債には担保又は保証を付さない。

(7) 特約

① 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の日本の課税権者により課される現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要となった場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように必要な追加金を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債に関する保証、補償その他類似の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者の

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

ために、当社の現在又は将来の資産又は収入にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定しないものとする。
但し、(a)当該担保を本新株予約権付社債にも同時に同順位で付す場合又は(b)Daiwa Capital Markets Europe が十分と判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。
「外債」とは、ボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（1 年超の満期を有するものとする。）のうち、(i)日本円以外の通貨建てのもの、又は(ⅱ)円貨建てでその額面総額の 50%超が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

(8) 本社債の償還金支払場所　Daiwa Capital Markets Europe

8. 上場　該当事項なし。
9. 安定操作取引　該当事項なし。
10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社の代表取締役社長又は代理人が決定する他、本新株予約権付社債に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書に定めるところによる。

以　上

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(ご参考)

１．調達資金の使途

(1)　今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、以下に充当することを予定しています。

① インダストリアル事業本部の事業拡大のためのオランダの Geveke B.V.の株式取得資金の全部又は一部として、平成 26 年 3 月期上期中に最大 7,000 百万円（当該株式取得の実行時期によっては、一時的に手元資金にて当該株式取得資金の払込を行う場合もあります。）。
但し、外部環境の変化を含む諸事情によっては、当該株式取得が予定された時期及び条件で実行されない可能性、又は当該株式取得そのものが中止される可能性があり、かかる場合には、当該株式取得資金に充当する予定であった金額を平成 27 年 3 月末までに長期借入金及び短期借入金の返済資金に充当する予定です。

② 平成 27 年 3 月期末までに発生する各事業にかかる設備投資資金として 4,000 百万円。

③ 残額については、平成 26 年 3 月期末までに短期借入金の返済資金。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債の発行により、今期の業績に与える影響は軽微です。

2．株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、業績、経営環境等を総合的に勘案した利益還元を行っていくことを基本方針とし、かつ安定的な配当にも留意します。また、長期的、安定的な将来の事業展開に備え、財務体質をいっそう強化するため、内部留保の充実にも努めます。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおり、業績や経営環境等を勘案して決定しています。

なお、剰余金の配当の回数は、中間配当と期末配当の年 2 回を基本方針としています。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおり、将来の事業展開への備えとしています。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	33.86 円	42.47 円	89.41 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	12.00 円 (6.00 円)	12.00 円 (6.00 円)	14.00 円 (6.00 円)
実績連結配当性向	35.4%	28.3%	15.7%
自己資本連結当期純利益率	5.7%	6.8%	12.9%
連結純資産配当率	2.0%	1.9%	1.9%

(注) 1.　1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

2.　実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値で

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

す。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

3．その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出していません。転換価額の確定後、お知らせします。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始　　値	679 円	688 円	873 円	1,160 円
高　　値	799 円	884 円	1,200 円	1,499 円
安　　値	479 円	596 円	742 円	1,052 円
終　　値	701 円	867 円	1,147 円	1,285 円
株価収益率（連結）	20.7 倍	20.4 倍	12.8 倍	―

(注)1. 平成 26 年 3 月期の株価については平成 25 年 7 月 12 日現在で表示しています。
2. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成 26 年 3 月期については未確定のため表示していません。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、Daiwa Capital Markets Europe の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、新株予約権の行使による当社普通株式の交付、株式分割及び株式無償割当て、当社のストックオプションプランに基づく付与、単元未満株主の買増請求による普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しています。

以　上

ご注意：この文書は、当社が 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。